

県南広域振興局長告示第6号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第14条第1項の規定により、次の生産事業者の登録が失効した。

平成18年4月7日

県南広域振興局長 酒井俊巳

登録 番号	生産事業者の氏名 又は名称及び住所	生産事業の内容				事業所の名称 及び所在地	生産事業の 廃止年月日
		種 穂		苗 木			
		採 取	精 選	幼苗の 育成	幼苗以外の 苗木の育成		
岩手 北18	沢内村森林組合 組合長理事 久保俊郎 和賀郡西和賀町沢内字泉沢29 地割2番地54			○	○	沢内村森林組合 泉沢苗畑 和賀郡西和賀町 沢内字泉沢	平成18年3月24 日